【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第一号に規定する多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の取得勧誘を行う場合とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第一号に規定する多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の取得勧誘を行う場合とする。

（２、３　削除）

（改正前）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（以下単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

２　前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一　当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。

二　次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する新優先出資引受権をいう。次条、第一条の七及び第三十三条の五の二第二号ロ並びに第三十三条の五第一号及び第三号において同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。）と分離して新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。）のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

３　第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社（外国会社を含む。第十五条の三、第二十七条の四第五号及び第三十三条の二第五号を除き、以下同じ。）が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（以下単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

２　前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一　当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。

二　次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する新優先出資引受権をいう。次条、第一条の七及び第三十三条の五の二第二号ロ並びに第三十三条の五第一号及び第三号において同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。）と分離して新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。）のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

３　第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社（外国会社を含む。第十五条の三、第二十七条の四第五号及び第三十三条の二第五号を除き、以下同じ。）が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

（改正前）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（以下単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

２　前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一　当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。

二　次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する新優先出資引受権をいう。次条、第一条の七及び第三十三条の五の二第二号ロ並びに第三十三条の五第一号及び第三号において同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。）と分離して新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。）のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

３　第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役、執行役、監査役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役、執行役又は監査役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】

（改正後）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（以下単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

２　前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一　当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。

二　次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する新優先出資引受権をいう。次条、第一条の七及び第三十三条の五の二第二号ロ並びに第三十三条の五第一号及び第三号において同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。）と分離して新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。）のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

３　第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役、執行役、監査役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役、執行役又は監査役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

（改正前）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（以下単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

２　前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一　当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。

二　次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。次条第二号ロ、第一条の七第二号ロ並びに第三十三条の五第一号及び第三号において同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。）と分離して新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。）のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

３　第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役、執行役、監査役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役、執行役又は監査役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（以下単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

２　前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一　当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。

二　次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。次条第二号ロ、第一条の七第二号ロ並びに第三十三条の五第一号及び第三号において同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。）と分離して新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。）のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

３　第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役、執行役、監査役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役、執行役又は監査役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

（改正前）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（以下単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

２　前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一　当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。

二　次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。次条及び第一条の七において同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。）と分離して新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。）のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

３　第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役、執行役、監査役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役、執行役又は監査役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（以下単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

２　前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一　当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。

二　次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。次条及び第一条の七において同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。）と分離して新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。）のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

３　第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法　第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役、執行役、監査役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役、執行役又は監査役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

（改正前）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（以下単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

２　前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一　当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。

二　次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。次条及び第一条の七において同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。）と分離して新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。）のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

３　第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役、執行役、監査役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役、執行役又は監査役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（以下単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

２　前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一　当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。

二　次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。次条及び第一条の七において同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。）と分離して新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。）のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

３　第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役、執行役、監査役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役、執行役又は監査役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

（改正前）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（以下単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

２　前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の二第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一　当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。

二　次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。次条及び第一条の七において同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。）と分離して新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。）のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

３　第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役、執行役、監査役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役、執行役又は監査役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】

（改正後）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（以下単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

２　前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の二第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一　当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。

二　次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ　当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。次条及び第一条の七において同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。）と分離して新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。）のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

３　第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役、執行役、監査役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役、執行役又は監査役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

（改正前）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（次項、第一条の六及び第三条の三第一項において単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

（２　新設）

２　前項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】

（改正後）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（次項、第一条の六及び第三条の三第一項において単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

２　前項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一　当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合　勧誘の相手方である当該会社等の取締役又は使用人

二　当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合　勧誘の相手方である次に掲げる者

イ　当該会社等の取締役

ロ　当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

（改正前）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（第一条の六及び第三条の三第一項において単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

（２　新設）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（第一条の六及び第三条の三第一項において単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

（改正前）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（第一条の六、第三条の三第一項及び第十五条第一項第一号イにおいて単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（勧誘の相手方が多数である場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（第一条の六、第三条の三第一項及び第十五条第一項第一号イにおいて単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。

（改正前）

（新設）